

令和4年度 定山溪観光魅力アップ 空き店舗活用事業補助金 募集要領

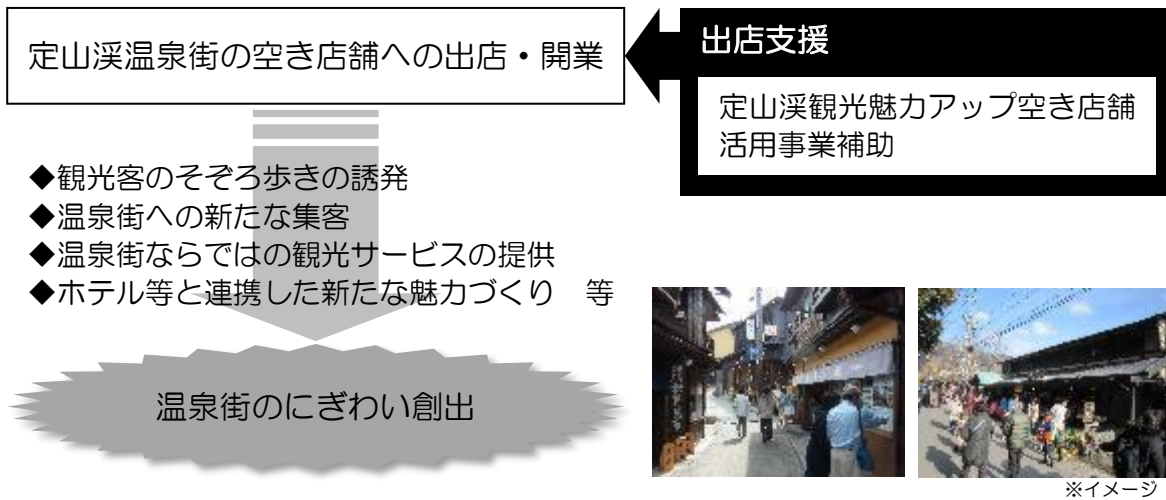
1. 事業概要

(1) 事業目的

この事業は、定山溪観光魅力アップ構想（札幌市 平成27年3月策定）に基づき、定山溪温泉街の空き店舗への新規出店を促進し、温泉街の賑わいと集客力の向上を図ることを目的とし、定山溪温泉街のさらなる魅力創出を目指すものです。

そのため定山溪温泉街の空き店舗を活用し新規出店を行う事業者に対し、開業時にかかる経費の一部を補助する制度です。

(2) 事業イメージ



(参考) 定山溪観光魅力アップ構想（平成27年3月）抜粋

【目指す将来像】湯めぐり、森めぐり、水めぐり、四季あそび—札幌定山溪

【基本的な考え方】新・奥座敷へ 心安らぐ“温泉”×心躍る“+α”のリゾート空間

【基本方針】基本方針1 温泉街らしさにぎわいづくり

<基本方針の方向性>3 温泉街におけるにぎわいの創出

ホテル・土産店・飲食店などに立ち寄るなど、温泉街のそぞろ歩きを促進するため、実証実験及び検証を交えつつ取組を充実させ、にぎわいを創出します。

[主な取組] ※関連事項の抜粋

- 温泉街を歩いてもらうための仕掛け
 - ・空き店舗・空き地などの活用や店舗の誘致促進

2. 補助内容

(1) 補助対象と経費

定山溪温泉街にある空き店舗への新たな出店に際し、改装費等を補助します。

【補助対象経費及び補助率、補助限度額】

補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店舗の改装費 ・店舗改装費、付帯設備設置費 ・物品購入費 ・普及宣伝費 ・その他市長が適当と認める経費	3分の2	500万円まで

※以下の費用は補助の対象外です。

- ・建物の契約に関わる費用（敷金、礼金、保証金）
- ・事業運営費（商品製造・仕入費、人件費、光熱費、通信費など）
- ・消耗品（文房具、洗剤、トイレトペーパーなどの耐用年数がおおむね1年未満の物品）
- ・食料費等の個人消費
- ・保険金

(2) 消費税及び地方消費税の額について

消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きますので、予算の積算において消費税等は減額して算定してください。

(3) 補助の対象期間

補助対象となる期間は、令和4年度内（令和5年3月まで）とします。

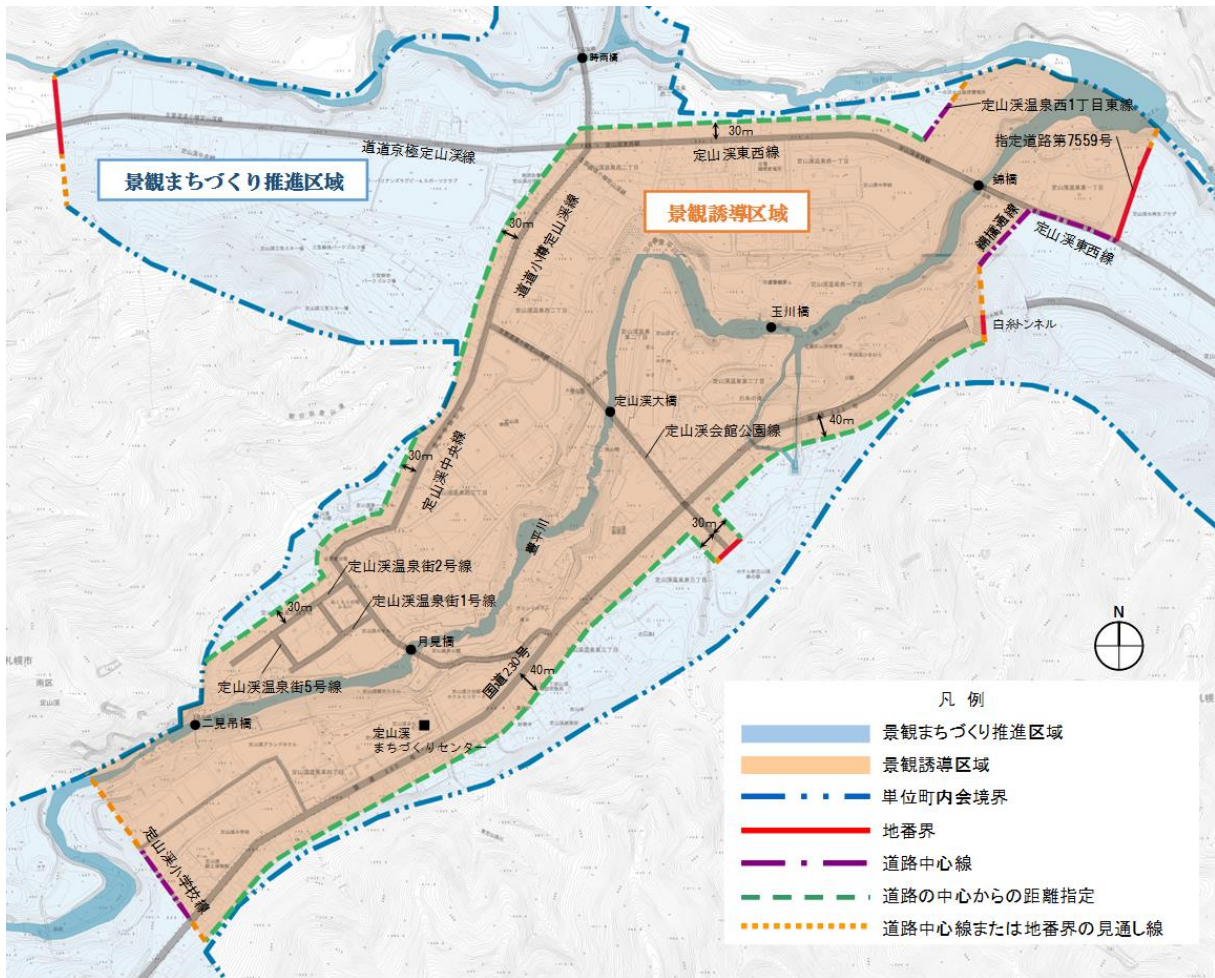
(4) 補助対象エリア

定山溪地区景観まちづくり指針で定める「景観誘導区域」内に限ります。

（下図参照）

- ※ まずは、出店をお考えの空き店舗が申請可能な物件かどうか、
札幌市経済観光局 観光・MICE 推進課 観光魅力づくり担当
（011-211-2376）までご相談ください。

【定山溪地区景観まちづくり指針で定める「景観誘導区域」】



(5) 補助対象となる業種

補助対象となる業種は以下を基本とします。

【補助対象業種】

- 飲食サービス業（カフェ、レストラン、軽食、バー 等）
- 小売業（土産店、雑貨店 等）
- 観光関連サービス業（観光案内、アクティビティ、ギャラリー 等）
- その他目的に即した業種で、にぎわい創出に寄与する業種

※以下の業種は補助の対象外です。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる業種
- ・社会通念上、公序良俗に反する業種
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする営業

(6) 申請できる方

下記の要件をすべて満たすことが必要です。

【補助対象者】

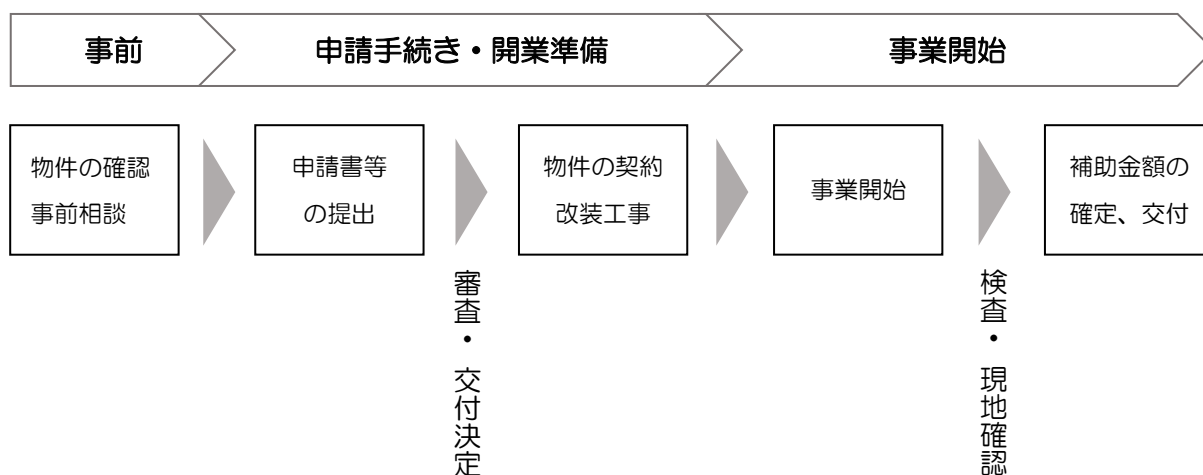
- 個人又は法人の中小企業基本法に基づく中小企業者※¹
- 補助金交付決定の日以降、令和5年（2023年）2月28日（火）までに開業し、継続的な経営を行う具体的な計画を有すること
- 原則、週5日以上営業できること（ただし、短時間、短期間でも十分な集客や効果が見込まれる場合はこの限りではない）
- 資格や許認可を必要とする業種の場合、開業までに当該資格等を有する見込みのあること
- 納期の到来した市税を完納していること
- 同一年度に既に本補助金の交付決定を受けていないこと
- 補助対象エリア内における店舗の移転ではないこと
- 国、地方公共団体又はその他これらに準ずる以外の者であること
- 申請者が個人の場合、2親等以内の親族が所有する物件でないこと
- 申請者が法人の場合、代表者又はその2親等以内の親族が所有する物件ではないこと
- 札幌市暴力団の排除推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないものであること

※¹ 中小企業者は、次の表の資本金額または従業員数のどちらか一方を満たせば中小企業に該当します。

業種	資本金額	常時使用する従業員数
飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
観光関連サービス業	5,000万円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

3. 申請及び交付決定について

(1) 申請から交付決定までの流れ



(2) 申請期間及び方法

【申請受付期間】

令和4年6月1日（水） ～ 令和4年8月31日（水）

【申請方法】

申請にあたっては、申請受付期間内に下記の申請書類一式をご提出ください。
また、以下のとおり3回に分けて締切日を設定し、締切日ごとに選考委員会を開催します。

※採択件数が予算の上限（年間2件程度）に達した場合、その時点で募集は終了します。

募集回	募集期間（書類到達日）	交付決定
第1回	令和4年（2022年）6月1日（水）～6月30日（木）	7月下旬
第2回	令和4年（2022年）7月1日（金）～7月29日（金）	8月下旬
第3回	令和4年（2022年）8月1日（月）～8月31日（水）	9月下旬

【申請書類】

申請書類は、札幌市公式ホームページ「札幌の観光行政」からダウンロードできます（<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/20220601.html>）。

個人・法人 共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式1）法人用または個人事業主用 <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式2） <input type="checkbox"/> 事業収支計画書（様式3） <input type="checkbox"/> 空き店舗・空き家の位置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 空き店舗・空き家の状況が分かる写真等（内装・外装） <input type="checkbox"/> 空き店舗・空き家の賃借条件が分かる書類 <input type="checkbox"/> 直近の市税の納税証明書（指名願）
個人の場合	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証等）の写し <input type="checkbox"/> 職歴等が分かる履歴書（様式4） <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類
法人の場合	<input type="checkbox"/> 現在事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 会社要覧・事業要覧等 <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類

(3) 事業計画書等の作成にあたって

事業計画書（様式2）及び事業収支計画書（様式3）は、選考委員会においてビジネスプランを審査するための重要な書類です。作成の方法が分からない場合や、より良いビジネスプランにブラッシュアップしたい場合は、札幌中小企業支援センターにてご相談（無料）を承ります。積極的にご活用ください。

ただし、事前の審査ではないため、補助金交付を保証するものではありません。

【札幌中小企業支援センター】

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センタービル 2 階

電話 011-200-5511（土日祝日を除く 9：00～12：00、13：00～17：00）

※ご相談の際は事前にご予約ください

※同センターは、札幌市からの委託を受けた一般財団法人さっぽろ産業振興財団が運営する中小企業支援機関です

（４）交付決定のための審査

申請いただいた内容の交付の決定に関して、以下の方法及び基準で審査します。

【審査方法】

毎月末までに申請があったものについて、翌月に審査委員会を開催し、書類審査及びヒアリング審査により、補助交付の決定を選考します。

なお、感染症等の特別な事情によりヒアリング審査に代えて、書類審査のみとする場合があります。

【審査基準】

- ①計画の具体性（事業内容やターゲットとする客層）
- ②目標設定（事業に対する明確な目標やスケジュール）
- ③事業の独創性（商品・サービスのセールスポイントや独創性）
- ④事業の実現性（ノウハウや経験、技術、資格・許認可、実施体制等）
- ⑤資金計画の妥当性（資金調達、支出とのバランス）
- ⑥事業の継続性（補助金終了後の営業継続な可能な見込）
- ⑦温泉街への寄与度（既存の環境との調和、にぎわい創出）
- ⑧集客効果（温泉街へ人の流れを呼び込む効果）
- ⑨地域ニーズ等の把握度（周辺環境や地域ニーズの把握）
- ⑩地域への貢献度（利便性や雇用創出、環境への配慮などの地域貢献）

（５）交付決定後の手続き

交付決定後の手続きは、以下のとおりとなっています。

【交付決定】

審査委員会により選定された事業者には、補助金の交付決定通知書を送付します。また選定されず交付決定しない場合も、その旨を通知いたします。

【交付決定後の事業内容の変更】

事業計画の内容変更及び中止は、原則認められません。もし大幅な内容変更等がある場合、速やかに申請により札幌市の了承を得る手続きをしてください。変更内容によっては、交付決定を取り消すことがあります。

【事業実績報告】

開業日から 30 日以内に、以下の書類を提出していただきます。

実績報告書の内容審査、現地調査をしたうえで補助金額を確定し、交付します。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業開始報告書
- (3) 事業開始に係る収支報告書
- (4) 店舗の賃貸借契約書及び賃借料に係る領収書の写し等
- (5) 補助金の対象となる経費に係る領収書等の写し
- (6) 事業の実施を証明するもの
(状況写真、チラシ・ポスター、成果品等)
- (7) 住民票（個人）又は現在事項全部証明書（法人）
- (8) 直近の市民税（個人市民税又は法人市民税）の納税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（6）補助申請にあたっての注意点

【補助金の取り消し】

虚偽の申請や報告、不正な行為、補助金交付要領又は通知書に記載した内容及び条件への違反などがあつた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命じます。

【事業中止の取り扱い】

補助金の交付を受けた方が、交付を受けた年度を含めて 2 年以内に、事業を中止する場合、または補助対象エリアの範囲外へ移転する場合には、既に交付した補助金を返還していただく場合がありますので、必ず事前に相談ください。

【その他】

提出していただいた書類はすべて公文書となり、補助の可否に関わらず返却できませんので、ご了承ください。

4 問合せ

札幌市経済観光局 観光・MICE 推進部 観光・MICE 推進課 観光魅力づくり担当
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
電話：011-211-2376 FAX：011-218-5129